

4次改訂

運行管理者試験関係法令・通知集

[追 補 版]

法律情報出版

凡例

〈追補版の構成〉

○この追補版では、「4次改訂」『運行管理者試験関係法令・通知集』（以下「法令・通知集」という。）収録法令のうち、平成十八年二月二十六日までに改正又は施行された法令を抄録しています。

○原則として、改正のあった条項のみ掲げることとしていますが、条文の追加など追加される条文の前後の規定があつた方が理解しやすいと思われる場合には、直接改正のない条項も収録している場合があります。

○この追補版は、①一部改正によるもの、②「官報」及び「法令・通知集」正誤訂正によるものからなっており、①はさらに(1)〔試験六か月前までに改正された規定〕、(2)〔施行日の到来により効力を有することとなった規定〕とに区分してこれを明朝体で表示し、②はゴシック体として、ともに傍線を付して変更箇所がわかるようにしてあります。

○未施行法令のうち、政令により施行日が定められたものについては、当該附則に施行年月日等を注記してあります。

○「別記様式」等で法令・通知集への収録を省略して

るものへの改正等はこれを省略しました。

〈内容現在〉

○本書の内容は、平成十八年二月二十六日現在を原則としています。

●貨物自動車運送事業法

(平成元年十二月十九日)
法律第八十三号

最終改正 平成一七年 七月二二日法律第八五号

〔施行日の到来により効力を有することとなった規定〕

(事業)

第三十九条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。

一～四〔略〕

五 輸送の安全を確保するために行う貨物自動車運送事業者への通知その他国土交通大臣がこの法律及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行のためにする措置に対して協力すること。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第七十条、第七十一条、第七十三条、第七十四条又は第七十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則〔平成一七年七月二二日法律第八五号

抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する
〔平成一七年九月政令二九七号により、平成一七・
一〇・一から施行〕。

●道路運送車両法

(昭和二十六年六月一日)
法律第百八十五号
最終改正 平成一七年 七月二六日法律第八七号

(施行日の到来により効力を有することとなつた規定)
目次

〔前略〕

第八章 罰則(第百六条―第百十三条)

(新規登録の申請)

第七条 1 (略)

2 | 国土交通大臣は、前項の申請をする者に対し、同項に規定するもののほか、車台番号又は原動機の型式の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

3 | 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一 (略)

二 | 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証(発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。)

三 | 第十六条第一項の申請に基づき一時抹消登録を受けた後に第九十四条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車

車(人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。同条第七項において同じ。)、第十六条第二項の一時抹消登録証明書及び保安基準適合証

四 (略)

4 | 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録情報処理機関」という。)に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 | 第三十三条第四項 譲渡証明書

二 | 第七十五条第五項 完成検査終了証

三 | 第九十四条の五第二項 保安基準適合証

四 | 第九十四条の五の二第二項において準用する第九十四条の五第二項 限定保安基準適合証

5 | 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

6 | 第一項の申請は、新規検査の申請又は第七十一条第四項の交付の申請と同時にしなければならない。

(譲渡証明書等)

第三十三条 1―3 (略)

4 | 自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)を譲渡する者は、第一項の規定による譲渡証明書の交

付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)により登録情報処理機関に提供することができる。

5 | 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、同項の自動車を譲渡する者は、当該譲渡証明書を当該譲受人に交付したものとみなす。

(新規検査)

第五十九条 1―3 (略)

4 | 第七条第三項(第二号に係る部分に限る。)、第四項(第二号に係る部分に限る。)、及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

(自動車の指定)

第七十五条 1―3 (略)

4 | 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する自動車の型式について第一項の指定を受けたもの(第八項において「指定外国製作者等」という。))に係る自動車にあつては、本邦に輸出されるものに限る。第七項及び第八項において同じ。を譲渡する場合において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならない。

5| 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)に係る前項の規定による完成検査終了証の発行及び交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

6| 前項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の申請をした者には、当該完成検査終了証を発行し、これを当該譲受人に交付したものとみなす。

7| 国土交通大臣は、その型式について指定を受けた自動車の構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

8| 前項の規定によるほか、国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国製作者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国製作者等が第四項の規定に違反したとき。

二 指定外国製作者等が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定(第一項の指定に係る部分に限る。)に違反したとき。

三 国土交通大臣が第一条の目的を達成するため必要があると認めて指定外国製作者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告が

されず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 国土交通大臣が第一条の目的を達成するため特に必要があると認めてその職員に指定外国製作者等の事務所その他の事業場又はその型式について指定を受けた自動車の所在すると認める場所において当該自動車、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

(保安基準適合証等)

第九十四条の五 1 (略)

2| 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。)に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

3| 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該指定自動車整備事業者は、当該保安基準適合証を当該依頼者に交付したものとみなす。

4| 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準

により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

5| 自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車に係る一時抹消登録事項がそれぞれ当該自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

6| 保安基準適合証及び保安基準適合標章には、国土交通省令で定めるところにより、有効期間を付さなければならぬ。

7| 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、当該自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

8| 継続検査に際し、有効な保安基準適合証の提出が

あつた場合には、第六十二条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

9 前二項の検査の申請をする者は、第二項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、前二項の申請書にその旨を記載することをもつて保安基準適合証の提出に代えることができる。

10 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第七項又は第八項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

11 第一項の規定による自動車検査員の証明を受けた自動車が国土交通省令で定めるところにより当該証明に係る有効な保安基準適合標章を表示しているときは、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

12 第七十一条の二第六項の規定は、保安基準適合証について準用する。

(限定保安基準適合証)

第九十四条の五の二 1 [略]

2 前条第二項及び第三項の規定は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)に係る前項の規定による限定保安基準適合証の交付について準用する。

3 前条第一項ただし書及び第四項前段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、

同条第四項前段中「当該自動車」とあるのは、「当該整備に係る部分」と読み替えるものとする。

4 有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条、第六十二条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

5 前条第九項及び第十項の規定は、限定保安基準適合証の提出について準用する。

(保安基準適合証の交付の停止等)

第九十四条の八 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。

一 四 [略]

五 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第九條第七項の規定に違反したとき。

2 [略]

第九十七条の二 継続検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税又は軽自動車税の滞納(天災その他やむを得ない事由によるものを除く。)がないことを証するに足る書面を提示しなければならぬ。

2 前項の場合において、現に自動車税又は軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の提示については、当該書面の提示に代えて、政令で定めるところにより、国土交通大臣(第七十四条の四の規定

の適用があるときは、協会。次項において同じ。)が当該自動車税又は軽自動車税を課した地方公共団体にその額の納付の有無の事実を確認することにより行うことができる。

3 国土交通大臣は、第一項の書面の提示又は前項の納付の事実の確認がないときは、継続検査をしないものとする。

(手数料の納付)

第二百一条 1・2 [略]

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会)は、国土交通省令で定めるところにより、当該申請等を却下することができる。

4 第一項の手数料で協会に納められたものは、協会の収入とする。

(聴聞の特例)

第二百三条 1 [略]

2 当該行政庁は、第二十六条第二項、第三十六条の二第七項(許可の取消しの場合に限る。)、第五十三条、第七十五条第七項若しくは第八項、第七十五条の二第五項若しくは第六項、第九十三条、第九十四条第四項、第九十四条の四第四項又は第九十四条の八第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第

十五條第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3・4〔略〕

第七七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〔略〕

二 第二十九條第一項、第三十一條、第九十四條の五第四項(第九十四條の五の二第三項において準用する場合を含む。又は第九十四條の五第五項の規定に違反した者

三、六〔略〕

七 第九十六條の十三の規定による情報処理業務の停止の命令に違反した登録情報処理機関の役員又は職員

第一百十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二〔略〕

三 第十六條第三項、第三十條第一項、第五十二條、第六十三條の三第四項、第六十九條の二第一項、第八十一條(第九十四條の九において準用する場合を含む。)、第八十二條第二項(第八十三條第二項において準用する場合を含む。)、第九十四條の四第三項、第九十六條の九又は第一百條第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

四、九〔略〕

十 第九十六條の十四の規定に違反して帳簿を備え

ず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

2〔略〕

第一百十三條 第九十六條の十第一項の規定に違反して

財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第三項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則〔平成一六年五月二六日法律第五五号〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、平成十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する(平成一七年五月政令一八六号により、平成一七・一一・二六から施行)。(後略)

◎道路運送車両法施行令

(昭和二十六年六月三十日
政令第二百五十四号)

最終改正 平成一七年 五月二七日政令第一八七号

〔施行日の到来により効力を有することとなつた規定〕

〔讓渡証明書に記載すべき事項の電磁的方法による提供〕

第三条 自動車を讓渡する者は、法第三十三條第四項の規定により讓渡証明書に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該讓受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た自動車を讓渡する者は、当該讓受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、讓渡証明書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該讓受人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔臨時運行の許可に関する町村の指定〕

第四条 法第三十四條第二項の町村は、左に掲げる事項を考慮して国土交通大臣が指定する町村とする。

一 自動車の使用の本拠の分布の状態

二 臨時運行の許可の権限を有するもよりの行政庁の事務所的位置及びその行政庁のした臨時運行の許可に関する実績

(指定の告示)

第五条 国土交通大臣は、第二条又は前条の規定により指定したときは、その旨を告示する。

(特に必要な自動車の装置)

第六条 法第四十一条第二十号の特に必要な自動車の装置は、運行記録計及び速度表示装置とする。

(特定後付装置)

第七条 法第六十三条の二第二項の政令で定める後付装置は、タイヤ及び年少者用補助乗車装置（幼児その他の年少者を乗車させる際、座席ベルトに代わる機能を果たさせるため、又は座席ベルトの機能を確保するために座席に固定して用いる乗車装置をいう。）とする。

(検査記録事項の自動車登録ファイル等への記録)

第八条 登録自動車に係る法第七十二条第一項に規定する事項（以下「検査記録事項」という。）は、現在記録ファイルに記録する。ただし、当該記録した事項に係る自動車検査証記載事項が変更されたときは、変更前の自動車検査証記載事項に係る検査記録事項は、保存記録ファイルに記録する。

2 永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした自動車に係る検査記録事項は、保存記録ファイルに記録する。

3 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第七条から第八条までの規定は、自動車登録ファイルに検査記録事項を記録する場合について準用する。

4 自動車登録令第六条第一項及び第四項の規定は軽自動車検査ファイルについて、前三項の規定は軽自動車検査ファイルに検査対象軽自動車に係る検査記

録事項を記録する場合について準用する。この場合において、自動車登録令第六条第四項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）」と、第二項中「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした」とあるのは「自動車検査証が返納された」と、前二項中「検査記録事項」とあるのは「検査記録事項その他国土交通省令で定める事項」と読み替えるものとする。

5 自動車登録令第六条第一項及び第四項の規定は二輪自動車検査ファイルについて、第一項から第三項までの規定は二輪自動車検査ファイルに二輪の小型自動車に係る検査記録事項を記録する場合について準用する。この場合において、第二項中「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした」とあるのは「自動車検査証が返納された」と、同項及び第三項中「検査記録事項」とあるのは「検査記録事項その他国土交通省令で定める事項」と読み替えるものとする。

6 自動車登録令第四十八条の規定は、法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の規定により所有者の変更について軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録を受けようとする場合について準用する。

(完成検査終了証に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第九条 法第七十五条第一項の申請をした者は、同条第五項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法

による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た法第七十五条第一項の申請をした者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、完成検査終了証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(保安基準適合証等に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第十条 指定自動車整備事業者は、法第九十四条の五第二項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項を登録情報処理機関に提供しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者からの書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た指定自動車整備事業者は、当該依頼者から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、保安基準適合証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該依頼者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第九十四条の五の二第二項において法第九十四条の五第二項の規定を準用する場合について準用する。

(登録の有効期間)

第十一条 法第九十六条の五第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(納付の有無の事実を確認する方法)

第十二条 法第九十七条の二第二項の納付の有無の事実の確認は、国土交通省令で定めるところにより、電磁的方法又はこれに準ずる方法により行うものとする。

(保安基準の規定を準用する自動車)

第十三条 法第九十九条の自動車は、十一人以上の人員を乗車させることができる設備を有する自動車とする。

(手数料の納付を要しない独立行政法)

第十四条 法第二百一条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農業検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大

学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人メディア教育開発センターとする。

(権限の委任)

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

一 法第二章(第六条第二項、第十五条の二第三項(法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む)、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く)、第四十三

条第二項及び第五章(第六十三条第一項、第六十三条の二(第三項を除く)、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第七十二条第二項、第七十四条第一項、第七十四条の三、第七十五条第一項、第七項及び第八項並びに第七十五条の二第一項、第五項及び第六項を除く)に規定する国土交通大臣の権限(次号から第四号までに掲げるものを除く)。自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長

二 法第十一条第三項及び第五項、第十五条の二第四項(法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む)及び第五項、第十六条第三項、第五項、第六項及び第八項、第十八条第三項(法第六十九条の三において準用する場合を含む)、第二十一条第一項、第六十二条第一項及び第二項(法第六十三条第三項において準用する場合を含む)、第六十三条第二項及び第五項、第六十六条第二項(第二号に係る部分(構造等変更検査に係るものを除く))に限る)、第六十九条の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一条第一項及び第二項、第七十一条の二第一項(新規検査に係るものを除く)、同条第二項において準用する法第五十四条第四項並びに第七十二条の三に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に係る法第七十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限。最寄りの地方運輸局長

三 法第十八条第一項(法第六十九条の三において準用する場合を含む)に規定する国土交通大臣の権限。一時抹消登録の申請又は自動車検査証の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第四十三條第二項に係るものを除く。)	自動車 の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は 運輸支局長	四 前項第三号の規定により地方運輸局長に委任さ れた権限 一時抹消登録の申請又は自動車検査証 の返納が行われた時における当該自動車の使用の 本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局 長(法第六十九條の三において当該自動車の所有 者の変更が自動車登録ファイル(二輪の小型自動 車にあっては、新所有者の住所を管轄する地方 運輸局長)	四 法第二十五條第一項、第二十六條第二項、第二 十七條第一項及び第二項並びに第二十八條の第二 二項に規定する国土交通大臣の権限 自動車登録 番号標交付代行者の事業場の所在地を管轄する地 方運輸局長	2 法に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定 により地方運輸局長に委任された権限で次の各号に 掲げるものは、当該各号に掲げる運輸監理部長又は 運輸支局長に委任する。	一 法第三十四條第二項(法第七十三條第二項にお いて準用する場合を含む。)並びに第五十四條の 二第四項及び第五項に規定する地方運輸局長の権 限並びに前項第二号の規定により地方運輸局長に 委任された権限 最寄りの運輸監理部長又は運輸 支局長	二 法第三十六條の二第三項(法第七十三條第二項 において準用する場合を含む。)に規定する地方 運輸局長の権限 自動車の回送を業とする者の営 業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支 局長	三 法第四十三條第一項及び第九十七條の三第一項 に規定する地方運輸局長の権限並びに前項第一号
の規定により地方運輸局長に委任された権限(法 第四十三條第二項に係るものを除く。)	自動車 の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は 運輸支局長	四 前項第三号の規定により地方運輸局長に委任さ れた権限 一時抹消登録の申請又は自動車検査証 の返納が行われた時における当該自動車の使用の 本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局 長(法第六十九條の三において当該自動車の所有 者の変更が自動車登録ファイル(二輪の小型自動 車にあっては、新所有者の住所を管轄する地方 運輸局長)	四 法第二十五條第一項、第二十六條第二項、第二 十七條第一項及び第二項並びに第二十八條の第二 二項に規定する国土交通大臣の権限 自動車登録 番号標交付代行者の事業場の所在地を管轄する地 方運輸局長	2 法に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定 により地方運輸局長に委任された権限で次の各号に 掲げるものは、当該各号に掲げる運輸監理部長又は 運輸支局長に委任する。	一 法第三十四條第二項(法第七十三條第二項にお いて準用する場合を含む。)並びに第五十四條の 二第四項及び第五項に規定する地方運輸局長の権 限並びに前項第二号の規定により地方運輸局長に 委任された権限 最寄りの運輸監理部長又は運輸 支局長	二 法第三十六條の二第三項(法第七十三條第二項 において準用する場合を含む。)に規定する地方 運輸局長の権限 自動車の回送を業とする者の営 業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支 局長	三 法第四十三條第一項及び第九十七條の三第一項 に規定する地方運輸局長の権限並びに前項第一号
法第三十八條第一項、第 六十三條第四項並びに第 六十九條第一項及び第二 項	国土交 通大臣	法第三十六條の二第六項 及び第八項(これらの規 定を法第七十三條第二項 において準用する場合を 含む。)	法第三十六條の二第六項 及び第八項(これらの規 定を法第七十三條第二項 において準用する場合を 含む。)	法第三十八條第一項、第 六十三條第四項並びに第 六十九條第一項及び第二 項	国土交 通大臣	法第九十四條の五第七項 (法第五十九條及び第六 十條の規定の適用に係る 部分に限る。)及び第九 十四條の五の二第四項 (法第五十九條及び第六	国土交 通大臣
自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長	運輸監理部長又は運輸支局長	運輸監理部長又は運輸支局長	運輸監理部長又は運輸支局長	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長	運輸監理部長又は運輸支局長	自動車使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。	法第九十二條の規定による命令は、自動車分解整備事業者の事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。
法第五十四條第二項の規定による処分及び同条第三項の規定による処分の取消し並びに法第五十四條の二第六項の規定による処分は、自動車使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。	法第九十二條の規定による命令は、自動車分解整備事業者の事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。	第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の	第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の	法第五十四條第二項の規定による処分及び同条第三項の規定による処分の取消し並びに法第五十四條の二第六項の規定による処分は、自動車使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。	法第九十二條の規定による命令は、自動車分解整備事業者の事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。	第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の	第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の

返納が行われた時における当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長(法第十八條第三項(法第六十九條の三において準用する場合を含む。))の規定により当該自動車の所有者の変更が自動車登録ファイル(二輪の小型自動車にあっては、二輪自動車検査ファイル)に記録された場合にあつては、新所有者の住所を管轄する地方運輸局長)

四 法第二十五條第一項、第二十六條第二項、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八條の第二二項に規定する国土交通大臣の権限 自動車登録番号標交付代行者の事業場の所在地を管轄する地方運輸局長

2 法に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第三十四條第二項(法第七十三條第二項において準用する場合を含む。)並びに第五十四條の二第四項及び第五項に規定する地方運輸局長の権限並びに前項第二号の規定により地方運輸局長に委任された権限 最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長

二 法第三十六條の二第三項(法第七十三條第二項において準用する場合を含む。)に規定する地方運輸局長の権限 自動車の回送を業とする者の営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長

三 法第四十三條第一項及び第九十七條の三第一項に規定する地方運輸局長の権限並びに前項第一号

の規定により地方運輸局長に委任された権限(法第四十三條第二項に係るものを除く。)

四 前項第三号の規定により地方運輸局長に委任された権限 一時抹消登録の申請又は自動車検査証の返納が行われた時における当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(法第六十九條の三において当該自動車の所有者の変更が自動車登録ファイル(二輪の小型自動車にあっては、新所有者の住所を管轄する地方運輸局長)

3 法第五十四條第一項の規定による命令及び指示並びに同条第四項の規定による命令及び指示並びに同条第二項の規定による標章のはり付けは、自動車の現在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

4 法第五十四條第二項の規定による処分及び同条第三項の規定による処分の取消し並びに法第五十四條の二第六項の規定による処分は、自動車使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

5 法第九十二條の規定による命令は、自動車分解整備事業者の事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

6 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の

<p>十条の規定の適用に係る部分に限る。)</p>	<p>法第九十四条の五第七項(法第七十一条の規定の適用に係る部分に限る。及び第八項並びに第九十四条の五の二第四項(法第六十二条及び第七十一条の規定の適用に係る部分に限る。)</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>最寄りの運輸監視部長又は運輸支局長</p>
<p>附則第五条の規定により</p>	<p>鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)第三十七條第二項及び第六十八條第三項(第三号に係る部分に限る。)(これらの規定を軌道ノ抵当ニ関スル法律(明治四十二年法律第二十八号)第一条(運河法(大正二年法律第十六号)第十三条において準用する場合を含む。))及び道路運送法施行法(昭和二十六年法律第百八十四号)第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)</p>	<p>国土交通大臣 管轄運輸監視部長又ハ運輸支局長</p>	<p>管轄運輸監視部長又ハ運輸支局長</p>
<p>なおその効力を有するものとされた旧自動車交通事業法(昭和六年法律第五十二号)第三十八條第三項において準用する場合を含む。)</p>	<p>工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)第二十三條第四項ただし書、第二十八條第二項及び第三項、第四十四條第四項ただし書並びに第四十七條第一項(これらの規定を鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)第三條、漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)第六條、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第二十六條及び道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)第十九條において準用する場合を含む。)</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>管轄運輸監視部長若ハ運輸支局長</p>
<p>自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)第十六條及び第十七條第三項</p>	<p>道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四十一條第三項及び第四項(これらの規定を同法第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項、第四十四條第三項及び第八十一條第二項並びにタクシー業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第五十二條第二項において準用する場合を含む。))並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三十四條第三項及び第四項(これらの規定を同法第三十五條第六項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。)</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監視部長又は運輸支局長</p>

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第九条第三項及び第四項	国土交通大臣 位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長	運輸支局長
--	--------------------------------	-------

附 則〔平成一七年五月二七日政令第一八七号〕

（施行期日）

第一条 この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十二月二十六日）から施行する。

○道路運送車両法施行規則

（昭和二十六年八月十六日）
運輸省令第七十四号

最終改正 平成一七年一月二日省令第一〇四号

〔試験六か月前までに改正された規定・正誤〕

（電磁的方法）

第二条の四 法第三十三条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（新規検査の申請）

第三十六条 1～5（略）

6 法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）、法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）

及び国土交通大臣が指定する自動車（一時抹消登録を受けたもの及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）について新規検査を申請する者は、当該自動車が道路運送車両の保安基準第三十一条第二項の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

7（略）

8 法第五十九条において準用する法第七條第四項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが新規検査の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、完成検査終了証に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

9 新規検査を申請する者は、第六十三條第二項の規定により排出ガス検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、新規検査の申請書にその旨を記載することをもって排出ガス検査終了証の提出に代えることができる。

10 前項の規定により排出ガス検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが新規検査の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、排出ガス検査終了証に記載すべき事項について、電磁的方法により照会するものとする。

11 第八項又は前項の照会を受けた登録情報処理機関

は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

(自動車検査証の返納後の所有者の変更に係る記録の申請)

第四十条の十一 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。)第八号第六項において準用する令第四十八号第一項の国土交通省令で定める書面(新所有者が国又は地方公共団体であるときは、第二号に掲げる書面を除く。)は、次に掲げる書面とする。
(以下略)

(予備検査)

第四十二条 第三十六号第三項、第四項(自動車検査証返納証明書に係る部分に限る。)及び第五項から第七項までの規定は、予備検査の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「あわせて提出する」とあるのは「提示する」と読み替えるものとする。

2 | 予備検査を申請する者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、予備検査の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 | 法第七十五条第五項 完成検査終了証

二 | 第六十三号第二項 排出ガス検査終了証

3 | 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが予備

検査の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、当該各号に掲げる規定に規定する事項について、電磁的方法により照会するものとする。

4 | 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

(軽自動車検査ファイルに記録する事項)

第四十三条の三 施行令第八号第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
(以下略)

(二輪自動車検査ファイルに記録する事項)

第四十三条の四 施行令第八号第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項は、法第六十九条の三において準用する法第十八号第三項の変更の年月日並びに新所有者の氏名又は名称及び住所とする。

(登録の申請)

第六十二条の二の五 法第九十六条の二の規定により登録情報処理機関の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一〜五(略)

六 | 附帯情報処理業務(第三項に規定する附帯情報処理業務をいう。以下同じ。)を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ | 附帯情報処理業務の開始の予定日

ロ | 提供又は通知を受けようとする次に掲げる規定に規定する事項の別

(1) 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号) 第九条第二項

(2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第一項ただし書

(3) 第六十三号第二項

2 | 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一〜六(略)

七 | 登録申請者が法第九十六条の四第一項前段の子計算機及びプログラムを有することを証する書類

八 | 附帯情報処理業務を行おうとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ | 附帯情報処理業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

ロ | 登録申請者が附帯情報処理業務に必要な電子計算機及びプログラムを有することを証する書類

九 | その他参考になることを記載した書類

3 | 登録情報処理機関は、附帯情報処理業務として、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 | 自動車損害賠償保障法第九条第二項に規定する事項の提供を受け、委託を受けて当該提供をした者について第六十二条の二の三で定める方法による本人であることの確認及び同法第六条第一項に規定する保険会社又は同条第二項に規定する組合であることの確認を行い、並びに同法第九条第四

項の規定による当該行政庁の照会に対して回答する業務

- 二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第一項ただし書に規定する通知を受け、委託を受けて当該通知をした者について第六十二条の二の三で定める方法による本人であることの確認及び同法第九十二条第一項に規定する資金管理法人であることの確認を行い、並びに同法第七十四条第二項の規定による国土交通大臣等の照会に対して回答する業務

- 三 第六十二条第二項に規定する事項の提供を受け、当該提供をした者について第六十二条の二の三で定める方法による本人であることの確認及び法第七十五条の二第一項の規定により一酸化炭素等発散防止装置の型式について指定を受けた者であることの確認を行い、並びに第三十六条第十項の規定による国土交通大臣の照会に対して回答する業務

〔登録情報処理機関登録事項〕

第六十二条の二の六 法第九十六条の四第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一・二〔略〕
- 三 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 附帯情報処理業務の開始の日
 - ロ 提供又は通知を受ける前条第一項第六号ロ(1)から(3)までに掲げる規定に規定する事項の別

(公衆の閲覧に供する事項)

第六十二条の二の八 法第九十六条の四第四項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一・五〔略〕
- 六 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 附帯情報処理業務に関する約款及び料金
 - ロ 提供又は通知を受ける第六十二条の二の五第一項第六号ロ(1)から(3)までに掲げる規定に規定する事項の別

〔情報処理業務の実施基準〕

第六十二条の二の十 法第九十六条の六第二項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 情報処理業務の用に供する電子計算機(以下この条及び第六十二条の二十四において「情報処理設備」という。)を不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。以下同じ。)から防御するための措置を講ずること。
- 二・三〔略〕
- 四 法第九十六条の二の規定により提供を受けた事項を記録する磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)に記録した事項と同一の事項を記録する磁気ディスクを調製すること。
- 五・六〔略〕
- 七 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる基準に適合する方法により附帯情報処理業務を行うこと。

イ 附帯情報処理業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、附帯情報処理業務を行うこと。

ロ 公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により附帯情報処理業務を行うこと。

- (1) 附帯情報処理業務に必要な電子計算機及びプログラムを有すること。
- (2) 附帯情報処理業務の用に供する電子計算機(以下「附帯情報処理設備」という。)を不正アクセス行為から防御するための措置を講ずること。
- (3) 附帯情報処理設備を設置する施設への立入りを制限するための措置を講ずること。
- (4) 従業者に対し、附帯情報処理業務の実施のために必要な教育及び訓練を施すこと。
- (5) 第六十二条の二の五第三項の規定により提供又は通知を受けた事項を記録する磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する磁気ディスクを調製すること。
- (6) 附帯情報処理設備の故障その他の事由により附帯情報処理設備の機能に支障が生じた場合に、速やかに当該支障を除去することができるための措置を講ずること。
- (7) 附帯情報処理業務を委託する場合は、当該委託した業務が(2)から(6)までに掲げる基準に適合する方法により行われるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

ハ 次に掲げる基準を満たす者に委託する場合を除き、附帯情報処理業務の全部又は一部を他人

に委託しないこと。

- (1) 委託を受けた附帯情報処理業務に必要な電子計算機及びプログラムを有すること。
- (2) 法第九十六条の三各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、委託を受けた附帯情報処理業務を行うこと。
- (4) 公正に、かつ、ロ(2)から(6)までに掲げる基準に適合する方法により委託を受けた附帯情報処理業務を行うこと。
- (5) 自ら委託を受けた附帯情報処理業務を行うこと。

（登録事項の変更の届出） 第六十二条の二の十二 〔略〕

- 2 第六十二条の二の六第三号ロに掲げる事項を変更しようとするときは、前項の届出書に第六十二条の二の五第二項第八号に掲げる書類を添付しなければならない。

（業務規程）

第六十二条の二の十四 法第九十六条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 〔略〕
- 十二 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる事項。
 - イ 附帯情報処理業務の実施方法に関する事項
 - ロ 附帯情報処理業務に関する料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
 - ハ 附帯情報処理設備を不正アクセス行為から防

御するための措置に関する事項

- 二 附帯情報処理設備を設置する施設への立入りを制限するための措置に関する事項
- ホ 第六十二条の二の五第二項の規定により提供又は通知を受けた事項を記録する磁気ディスクに記録した事項と同一の事項を記録する磁気ディスクの調製に関する事項
- ヘ 附帯情報処理設備の機能が生じた場合の措置に関する事項
- ト 附帯情報処理業務を委託する場合は、委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに当該者の監督に関する事項
- チ 附帯情報処理業務に関する情報を漏えいし、滅失し、又はき損した従業者の処分に関する事項
- リ その他附帯情報処理業務の実施に関し必要な事項

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第六十二条の二の十七 法第九十六条の十第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、登録情報処理機関が定める電磁的方法（受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものに限る。）とする。

（帳簿）

第六十二条の二の十八 法第九十六条の十四の国土交通省令で定める事項は、各月における次に掲げる件数とする。

一 四 〔略〕

- 五 附帯情報処理業務を行う場合にあつては、次に掲げる件数。
 - イ 自動車損害賠償保障法第九条第二項に規定する事項について、第六十二条の二の五第三項第一号の規定により提供を受けた件数及び回答した件数
 - ロ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第一項ただし書に規定する通知について、第六十二条の二の五第三項第二号の規定により通知を受けた件数及び回答した件数
 - ハ 第六十三条第二項に規定する事項について、第六十二条の二の五第三項第三号の規定により提供を受けた件数及び回答した件数

〔以下略〕

（排出ガス検査終了証の発行）

第六十三条 装置型式指定規則第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置について法第七十五条の二第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を譲渡する場合は、当該一酸化炭素等発散防止装置が道路運送車両の保安基準第三十一条第二項及び第三項の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、排出ガス検査終了証を発行し、これを譲受人に

交付しなければならない。

2 前項の申請をした者は、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。）に係る前項の規定による排出ガス検査終了証の発行及び交付に代えて、あらかじめ、当該譲受人からの書面又は電磁的方法による承諾を得て、当該排出ガス検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

3 前項の規定による承諾を得た第一項の申請をした者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、排出ガス検査終了証に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

4 前二項の規定により排出ガス検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の申請をした者は、当該排出ガス検査終了証を發行し、これを当該譲受人に交付したものとみなす。

(讓渡証明書)

第六十四条 法第三十三条第一項の讓渡証明書は、第二十二号様式による。

(法第三十三条第四項の国土交通省令で定める自動車)

第六十四条の二 法第三十三条第四項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 登録を受けたことがある自動車
二 自動車を讓渡する者が当該自動車に関して既に交付を受けている讓渡証明書を有する場合における当該自動車

(法第三十二条の国土交通省令で定める期間)

第六十九条の二 法第一百零二条第三項の国土交通省令で定める期間は、同項の規定による申請等があつた日から十五日間とする。

(申請等の却下)

第六十九条の三 国土交通大臣は、法第一百零二条第三項の規定により申請等を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請等をした者に通知しなければならない。

附 則 [平成一七年一月二日国土交通省令第五〇四号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。

(経過措置)

第二条 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。
一 登録を受けたことがある自動車
二 軽自動車
三 小型特殊自動車
四 二輪の小型自動車

第三条 改正法附則第四条の国土交通省令で定める自

動車は、次に掲げる自動車とする。
一 軽自動車
二 小型特殊自動車
三 二輪の小型自動車

第四条 改正法附則第四条の国土交通省令で定める期間は、完成検査終了証の発行の日から九月間とする。

第五条 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧道路運送車両法施行規則」という。）第六十三条の規定により排出ガス検査終了証を發行し、これを一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。）の譲受人に交付した者（次項において「排出ガス検査終了証交付者」という。）が、あらかじめ、新規検査又は予備検査を申請する者（次項において「申請者」という。）の書面又は電磁的方法による承諾を得て、当該排出ガス検査終了証に記載されていた事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、第一条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則（次条において「新道路運送車両法施行規則」という。）第六十三条第四項の規定により同項に規定する事項の提供がされたものとみなす。

2 前項の規定による承諾を得た排出ガス検査終了証交付者は、申請者から書面又は電磁的方法により、電磁的方法による登録情報処理機関への提供を承諾しない旨の申出があつたときは、登録情報処理機関に対し、当該排出ガス検査終了証に記載されていた事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、申請者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

別表第二（第三十五条の四関係）

検査の種別	検査の実施の方法
新規検査及び予備検査	<p>一 審査結果の通知がある自動車の検査 審査結果の通知がある自動車については、当該審査結果通知書を審査することにより検査するものとする。</p> <p>二 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査 完成検査終了証の提出がある自動車については、当該完成検査終了証（法第七十五条第五項の規定により登録情報処理機関に提供される完成検査終了証に記載すべき事項を含む。）を審査することにより検査するものとする。</p> <p>三 一時抹消登録証明書の提示又は自動車検査証返納証明書の提出 若しくは提示及び審査結果の通知又は保安基準適合証の提出がある自動車については、当該一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書及び審査結果通知書又は保安基準適合証を審査することにより検査するものとする。</p> <p>四 限定保安基準適合証の提出又は審査結果の通知及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査 限定保安基準適合証の提出又は審査結果の通知及び限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定保安基準適合証又は審査結果通知書及び限定自動車検査証を審査することにより検査するものとする。</p>

〔以下略〕

○道路運送車両の保安基準〔抄〕

（昭和二十六年七月二十八日
運輸省令第六十七号）

最終改正 平成一七年二月二日 国土交通省令第一一六号

〔試験六か月前までに改正された規定〕

（破壊試験）

第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十一条第二項、第十五条第二項、第十七条第三項及び第十八条第二項から第五項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合にあつては、この限りでない。

第十一条 1（略）

2 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）のかけ取装置は、当該自動車と衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十一人以上のもの

二 前号の自動車の形状に類する自動車
三 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量一・五トン以上のもの

四 前号の自動車の形状に類する自動車

五 二輪自動車

六 側車付二輪自動車

七 カタビラ及びそりを有する軽自動車

八 小型特殊自動車

九 大型特殊自動車

十 被牽引自動車

（車枠及び車体）

第十八条 1・2（略）

3 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの

二 前号の自動車の形状に類する自動車

三 車両総重量二・五トンを超える自動車

四 前号の自動車の形状に類する自動車

五 二輪自動車

六 側車付二輪自動車

七 カタビラ及びそりを有する軽自動車

八 大型特殊自動車

九 小型特殊自動車
十 被牽引自動車

4 座席の地上面からの高さが七百ミリメートル以下の自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一〇十一（略）

5 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一〇十二（略）

6 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。

7 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、告示で定めるところにより、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。

(再帰反射材)

第三十八条の三

自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。

一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの

二 前号の自動車の形状に類する自動車

三 二輪自動車

四 側車付二輪自動車

五 カタビラ及びそりを有する軽自動車

2 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関して告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

3 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関して告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

附 則〔平成一七年二月二日国土交通省令

第一一六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

〔抄〕

平成十四年七月十五日
国土交通省告示第六百九十九号

最終改正 平成十七年十一月二二日 国土交通省告示第一四三三号

〔揺動及び揺動抑制効果に関する規定〕

(走行装置)

第167条 1～3 (略)

4 自動車の空気入コムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値であるタイヤに加わる荷重は、当該タイヤの負荷能力以下であること。

〔以下略〕

(かじ取装置)

第169条 1 (略)

2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第11条第2項の告示で定める基準は、当該自動車か衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に過度の衝撃を与えるおそれのない構造であることとする。この場合において、次に掲げるかじ取装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの

三 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあつたかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

四 保安基準第1条の3ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めるかじ取装置であつて、第91条第3項の規定によるもの

(車枠及び車体)

第178条 1～7 (略)

8 車枠及び車体の前面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第2項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前部か衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのない構造であることとする。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であつて、その前部からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 運転者席より前方の部分か指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体

二 (略)

三 保安基準第1条の3ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であつて、第100条第9項の規定によるもの

9 車枠及び車体のオフセット衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第3項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の前部のうち運転者席側の一部か衝突等による変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するもの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのない構造であること。この場合において、次に掲げる車枠及び車体であつて、その前部からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一 運転者席より前方の部分か指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体

二 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあつた車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体

三 保安基準第1条の3ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であつて、第100条第11項の規定によるもの

10 車枠及び車体の側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、車枠及び車体が、当該自動車の側面か衝突等に

による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのない構造であること。この場合において、次に掲げる車体及び車体であつて、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一～三（略）

- 四 保安基準第1条の3ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車体及び車体であつて、第100条第13項の規定によるもの
- 11 車体及び車体の歩行者の頭部の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第4項の告示で定める基準は、車体及び車体が、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれのない構造であることとする。この場合において、ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの。）の表面に鋭い突起を有しない車体及び車体は、この基準に適合するものとする。
- 12 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。

- 13 保安基準第18条第7項に基づき、専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び側面に表示する、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示は、次に定める様式のものによるものとする。

〔以下略〕

（突入防止装置）

第180条 1（略）

- 2 保安基準第18条の2第3項本文ただし書の「突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が進突した場合に進突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして告示に定める自動車」については、次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車とする。

- 一 車両総重量が7t以上の自動車にあつては、車体後面の構造部（車体又は車

体で構成されるものであつて、他の自動車が進突した場合に進突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下同じ。）が、その構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上あつて、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。

- 二 車両総重量が7t未満の自動車にあつては、車体後面の構造部が当該自動車の幅の60%以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下）のもの、当該自動車の車体後端の幅以上。）であること。

- 三 車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下（車両総重量7t未満の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。）にあつては、600mm以下。）であること。

- 四 車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下（車両総重量が3.5t以下の自動車にあつては、600mm以下。）であること。

〔以下略〕

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

- 第197条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び異種の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとす。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。以下この号において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン量による容量比で表した測定値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。）を除く。）	4.5%	100万分の7,800
ロ 二輪自動車	3.0%	100万分の1,000
ハ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500
ニ 大型特殊自動車又は小型特殊自動車（定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものに限る。）	1%	100万分の500
ホ イからニまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

二 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、別添46「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷のまま急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が普通自動車及び小型自動車においては25%、大型特殊自動車及び小型特殊自動車においては次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	黒煙
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%
ロ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35%
ハ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30%

三 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25%
--	-----

2 第41条第1項又は第119条第1項の規定に適合させるために自動車に備えるべき煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第二号から第四号までの規定は、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるものいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される第41条第1項又は第119条第1項の基準に適合させることが明らかである自動車にあっては、ハに掲げるもの）はこの基準に適合しないものとする。

イ～ハ [略]

二 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように連熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断熱器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次のイ及びロに掲げるものはこの基準に適合させるものとする。

イ 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により第41条第2項第2号又は第119条第2項第2号の基準に適合させることが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(1)及び(2)に適合させるもの

(1)・(2) [略]

ロ [略]

三 当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度（以下「異常温度」という。）以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断熱器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあって

は、この限りではない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合させるものとする。

イ [略]

ロ 公的試験機関が証明する書面により、第41条第2項第3号又は第119条第2項第3号の基準に適合していることが明らかであるもの

[以下略]

(前照灯等)

第198条 1 [略]

2 走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第3項の告示で定める基準は、次の各号（最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が10,000cd未満のものにあつては第1号、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が10,000cd以上のものにあつては第1号、第4号及び第6号から第12号まで）に掲げる基準とする。この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～三 [略]

四 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあつては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。これらの場合において、前項第1号後段に掲げる自動車にあつては、前照灯試験機（走行用）を用いて、前項第1号イの各号により計測したときは、走行用前照灯（四灯式）にあつては、主走行ビームの最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ200mm（自動車（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車）で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、昭和35年9月30日以前に製作された自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の右側に備えられる走行用前照灯の右方向にあつては、100mm）の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。

五～十二 [略]

3・4 [略]

5 すれ違い用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 すれ違い用前照灯（その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車）で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。）にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてイの計測の条件により計測し、ロの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。ただし、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてイ(2)により計測し、ロ(2)に掲げる基準に適合するすれ違い用前照灯は、当分の間、この基準に適合するものとする。

イ [略]

ロ 計測値の判定

(1) (2)の場合以外の場合

(i) カットオフ（すれ違い用前照灯の照射方向を調節する際に用いる光の明暗の区切線のことをいう。以下同じ。）を有するすれ違い用前照灯の場合

(a) [略]

(b) すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方0.6°（当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあつては、0.9°）の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左方に1.3°の鉛直面

が交わる位置、又は、前方10mの位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方110mm（当該照明部の中心の高さが1mを超える自動車にあっては、160mm）の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に230mmの直線の交わる位置における光度が、1灯につき6,400cd以上であること。

【以下略】

(前部霧灯)

第199条 1・2 (略)

3 前部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～四 (略)

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合には、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【以下略】

(車幅灯)

第201条 1・2 (略)

3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～十一 (略)

十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、かたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同項第3号に係る部分を除く。）に掲げる性能（車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びソリを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの前部）に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合には同号の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわないうように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

【以下略】

(前部上側端灯)

第202条 前部上側端灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前部上側端灯の照明部の取扱いは別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一・二 (略)

三 前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方20°の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より

前部上側端灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるものであること。

四 前部上側端灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものではないこと。

【以下略】

2 〔略〕

3 前部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第34条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～五 〔略〕

六 前部上側端灯は、車幅灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。

七 前部上側端灯は、点滅するものでないこと。

八 前部上側端灯の直射光又は反射光は、当該前部上側端灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

九 前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、かたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができないう場合には、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

〔以下略〕

〔前部反射器〕

第203条 1・2 〔略〕

3 前部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～二 〔略〕

三 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（前部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合には、下方5°の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向30°の平面（被牽引自

動車に備える前部反射器にあつては、内側方向10°の平面）及び外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができないう場合には、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

〔以下略〕

〔側方灯及び側方反射器〕

第204条 1・2 〔略〕

3 側方灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～十二 〔略〕

十三 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、かたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号及び第4号に係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項第3号及び第4号の基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付自動車、三輪自動車、カブジン及びその有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のもの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が第215条第1項第3号表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号及び第4号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができないう場合には、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4～6 〔略〕

<p>7 側方反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第35条の2第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（側方反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合）にあっては、下方5°の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方45°の平面及び後方45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合においては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。</p> <p>【以下略】</p>	<p>車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びソリを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補充する性能を有する場合にあっては同号の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合においては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。</p> <p>【以下略】</p>
<p>（尾灯）</p> <p>第206条 1・2（略）</p> <p>3 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。</p> <p>一～九（略）</p>	<p>（後部霧灯）</p> <p>第207条 1・2（略）</p> <p>3 後部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。</p> <p>一～六（略）</p>
<p>十 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に組み、かたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同項第3号に係る部分を除く。）に掲げる性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合）にあっては、同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動</p>	<p>七 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25°平面及び後部霧灯の外側方向25°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができる位置に取り付けることができない場合においては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。</p> <p>【以下略】</p> <p>（駐車灯）</p> <p>第208条 1・2（略）</p>

3 駐車灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～八 [略]

九 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に組み、かたがない等第1項（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同項第3号及び第4号に係る部分を除く。）に掲げられる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるよう）に取り付けられている場合にあつては、同項第3号及び第4号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。（。）を損なわなないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号及び第4号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができないう場合には、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

[以下略]

（後部上側端灯）

第209条 後部上側端灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部上側端灯の照明部の取扱いは、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～二 [略]

三 後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平線より上方5°の平面及び下方20°の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるものであること。

四 後部上側端灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものではないこと。

2 [略]

3 後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の4第3項の告

示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～四 [略]

五 後部上側端灯は、尾灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。

六 後部上側端灯は、点滅するものではないこと。

七 後部上側端灯の直射光又は反射光は、当該後部上側端灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

八 後部上側端灯は、その照射光が自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。

九 後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に組み、かたがない等第1項に掲げる性能を損なわないうように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができないう場合には、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

[以下略]

（後部反射器）

第210条 1・2 [略]

3 後部反射器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～三 [略]

四 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く）、小型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるよう）に取り付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべて

の位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車
の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができ
ない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられて
いること。

五 大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く）、小型特殊自動車以外の被牽引
自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行
方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面
（後部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けら
れている場合にあつては、下方5°の平面）並びに後部反射器の中心を含む、
自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後
部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から
見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造
上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができな場合
にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられているこ
と。

〔以下略〕

〔再帰反射材〕

第211条の2 再帰反射材の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基
準第38条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この
場合において、再帰反射材の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個
数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものと
する。

一 再帰反射材はテーザ状又はシート状で、テーザ状の場合の幅は50mm以上60mm
以下であること。

二 再帰反射材は損傷し、又は再帰反射面が著しく損傷しているものでないこ
と。

三 再帰反射材は、線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材とし、輪郭表示再帰
反射材の場合には特徴等表示再帰反射材を併用することができる。

四 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面にお

いては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。

五 特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも低い反射係数を持つも
のであること。

2 次に掲げる再帰反射材であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項
各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置
に備えられた再帰反射材

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれ
に準する性能を有する再帰反射材

3 再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の3第3項の告示
で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材
の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付
位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 線状再帰反射材は、地面に可能な限り平行に取り付けられていること。

二 輪状再帰反射材は、その自動車の長さ及び幅の80%以上を識別できるように
取り付けられていること。

三 不連続の線状再帰反射材の場合、すべての再帰反射材の間隔は最も短い再帰
反射材の長さの50%を超えないこと。

四 線状再帰反射材は、その下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付け
られていること。

五 輪郭表示再帰反射材は、地面に可能な限り平行又は垂直に取り付けられてい
ること。

六 輪郭表示再帰反射材は、自動車の側面及び後面の輪郭を可能な限り正確に識
別できるように取り付けられていること。

七 不連続の輪郭表示再帰反射材の場合、すべての再帰反射材の間隔は最も短い
再帰反射材の長さの50%を超えないこと。

八 輪郭表示再帰反射材のうち最下部に取り付けられる再帰反射材は、その下縁
の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

九 特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、自動
車側面の輪郭表示再帰反射材の内側のみに取り付けられていること。

4 次に掲げる再帰反射材であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

二 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材

三 法第55条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

(補助灯)

第212条 1・2 (略)

3 制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第2節及び第3節関係)」によるものとする。

一～七 (略)

八 制動灯は、灯火の取付部及びレンズ取付部に緩み、かたがない等第1項(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、同項第4号に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項に掲げた性能のうち同項第4号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第4号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

[以下略]

(補助制動灯)

第213条 1・2 (略)

3 補助制動灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第39条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添73「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第2節及び第3節関係)」によるものとする。

一～八 (略)

九 補助制動灯は、灯火の取付部及びレンズ取付部に緩み、かたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第2号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

[以下略]

(後退灯)

第214条 1・2 (略)

3 後退灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。

イ 長さが6mを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗員定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。)にあつては、2個、3個又は4個

ロ それ以外の自動車にあつては、1個又は2個

二 後退灯は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられなければならない。ただし、前号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、自動車の側面に後方に向けて取り付けることができる。

三 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上1.2m以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える後退灯であつて、その自動車の構造上地上1.2m以下に取り付けることができないもの)にあつては、取り付けることができる最低の高さ、下縁の高さが0.25m以上となるように取り付けられなければならない。

四 後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあつては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機¹⁴の操作装置が始動の位置にある場合にのみ点灯する構造であること。

また、第1号イに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯している場合において前段の規定に適合するものでなければならない。

五 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向30°の平面）及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができないう場合においては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に取り付ける場合においては、その基準軸は自動車の中央縦断面に対し10±5°の傾斜で側方に水平に向けるものとする。

六 後退灯は、前各号に規定するほか、第206条第3項第5号の基準に準じたものであること。

七 後退灯は、点滅するものでないこと。

八 後退灯の直射光又は反射光は、当該後退灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

九 後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、かたがない等第1項に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

〔以下略〕

〔方向指示器〕

第215条 1～3 〔略〕

4 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添38「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一～四 〔略〕

五 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定

するもの、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側に備える方向指示器にあっては、2.3m）以下、下縁の高さが地上0.35m以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35m以上に取り付けることができるもの）にあっては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

六～十四 〔略〕

十五 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、かたがない等第1項（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあっては同項第3号の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。）に掲げる性能（方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合）にあっては、同表イ、ロ及びこの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のももの前部又は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

〔以下略〕

（その他の灯火等の制限）

第218条 1～5 〔略〕

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならな

この告示は、公布の日から施行する。

い。
一～十一〔略〕

7・8〔略〕

9 第2項第1号の2から第2号の2まで及び第7号に掲げる灯火(同項第1号の4に掲げる灯火にあっては自動車の後面に備えるものに限る。)は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた側面に回り込む赤色の照明部を有する後方に表示する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。

〔以下略〕

(緊急自動車)

第231条 緊急自動車に備える警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、保安基準第49条第1項及び第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一〔略〕

二 サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。この場合において、サイレンの音の大きさがこの範囲内におおそれがあるときは、音量計を用いて次により計測するものとする。

イ～ホ〔略〕

へ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。

(1)〔略〕

(2) 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も本則に規定する範囲内にない場合には有効とする。

〔以下略〕

附 則 〔平成17年11月9日国土交通省告示第1337号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成17年12月21日国土交通省告示第1437号〕

○道路交通法施行令

(昭和二十五年十月十一日
政令第二百七十号)

最終改正 平成一八年 一月二五日政令第一〇号

〔試験六か月前までに改正された規定〕

(免許の拒否又は保留の事由となる病氣等)

第三十三條の二の三 法第九十條第一項第一号イの政令で定める精神病は、統合失調症(自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)とする。

〔以下略〕

附則〔平成一八年一月二五日政令第一〇号

抄〕

(施行期日)

第一條 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第二十條及び第二十一條の規定は、公布の日から施行する。

〔施行日の到来により効力を有することとなつた規定〕

(緊急自動車)

第十三條 法第三十九條第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの(第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの)とす

る。

一〔略〕

一 国、都道府県、市町村、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの

〔以下略〕

附則〔平成一七年六月一日政令第二〇三号〕

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。(後略)

○道路交通法施行規則

(昭和二十五年十二月三日
総理府令第六十号)

最終改正 平成一八年 二月二〇日閣内府令第四号

〔試験六か月前までに改正された規定〕

(電子情報処理組織による申請書等の提出)

第十二條の二 所轄警察署長は、法第七十八條第一項に規定する申請書、第十條第三項に規定する書類、第十一條に規定する届出書又は前條に規定する再交付申請書(以下この條において「申請書等」という。)の提出については、都道府県公安委員会規則で定めるところにより、当該所轄警察署長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この條において同じ。)と、申請書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 前項に規定する申請書等は、当該申請書等に記載されている事項についての情報が同項の所轄警察署長の使用に係る電子計算機に入力された時に当該所轄警察署長に到達したものとみなす。

(免許証の記載事項の変更の届出の手續)

第二十條 法第九十四條第一項に規定する免許証の記載事項の変更の届出は、別記様式第十六の届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号のいずれかに該当す

るときは、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなればならない。

一 公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したとき。 免許用写真

二 本籍又は氏名を変更したとき（前項の届出をしようとする者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る）。 住民票の写し

〔以下略〕

（交通情報の提供）

第三十八条の七 法百九条の二第一項の規定による交通情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

一 ラジオ、テレビジョン、新聞紙、インターネット等により、交通情報を提供すること。

〔以下略〕

附 則（平成一八年二月二〇日内閣府令第四号抄）

（施行期日）

一 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号。以下「改正法」といふ。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条の二、第二十条第一項及び第二項、〔中略〕第三十八条の七第一項第一号〔中略〕の規定 公布の日

二〔略〕

（経過措置）

2 この府令の施行の際現に改正前の道路交通法施行規則（以下「旧府令」といふ。）第十八条の二の二の技能検査において改正法第四条の規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」といふ。）第三条の大型自動車（以下「旧法大型自動車」といふ。）又は同条の普通自動車（以下「旧法普通自動車」といふ。）の運転について旧府令第十八条の二の二第四項の規定により読み替えられた旧府令第二十四条第五項に定める基準に達する成績を得ている者については、それぞれ改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」といふ。）第十八条の二の二の技能検査において改正法第四条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」といふ。）第三条の中型自動車（以下「中型自動車」といふ。）又は同条の普通自動車（以下「普通自動車」といふ。）の運転について新府令第十八条の二の二第四項の規定により読み替えられた新府令第二十四条第五項に定める基準に達する成績を得た者とみなす。

3 この府令の施行前に旧法大型自動車又は旧法普通自動車の運転に係る旧府令第十八条の二の二第五項の規定により交付された検査合格証明書は、それぞれ中型自動車又は普通自動車の運転に係る新府令第十八条の二の二第五項の規定により交付された検査合格証明書とみなす。

4 新法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、新府令第二十三条の規定の適用については、新法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「普通免許」とい

ふ。）を受けようとする者とみなす。

一 新法第九十七条の二第二項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」といふ。）で、改正法附則第六条の規定により新法第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「中型免許」といふ。）とみなされる旧法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」といふ。）を受けていたもの

二 特定失効者で、改正法附則第十条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて中型免許を受けていたもの

5 この府令の施行の際現に次の各号に掲げる免許に係る旧府令第二十五条に規定する学科試験（以下「旧学科試験」といふ。）に合格している者は、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第二十五条に規定する学科試験（以下「学科試験」といふ。）に合格している者とみなす。

一 旧法第八十四条第三項の大型自動車免許（以下「旧法大型免許」といふ。） 新法第八十四条第三項の大型自動車免許（以下「大型免許」といふ。）

二 旧法普通免許 普通免許

三 旧法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許（以下「旧法大型第二種免許」といふ。） 新法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」といふ。）

四 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」といふ。） 新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」といふ。）

6 この府令の施行前に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧学科試験について旧府令第二十八条第一項の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る学科試験について新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

7 新府令第二十二條、第二十三條の二、第二十四條（第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、普通免許に係る部分に限る。）、第二十五條及び第二十六條の規定は、新府令第二十八條の二の規定にかかわらず、改正法附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び改正法附則第十條の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて中型免許を受けた者に対して都道府県公安委員会が行う再試験（改正法附則第十四條の規定により読み替えて適用される新法第百條の二第一項の再試験をいう。以下この項において同じ。）について準用する。この場合において、第二十四條第一項中「免許試験（以下「技能試験」という。）」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」という。）」と、「普通免許」とあるのは「中型免許」と、「同條第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同項第三号中「普通免許」とあるのは「中型免許」と、同條第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同條第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において道路交通法の一部を改正する法律

（平成十六年法律第九十号）第四條の規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）の規定による普通自動車に安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同項第二号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同條第六項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「普通免許」とあるのは「中型免許」と、同條第七項及び第八項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同條第二十五條中「免許試験（以下「学科再試験」という。）」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」という。）」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において旧法の規定による普通自動車

を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六條中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において旧法の規定による普通自動車

を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

8 前項に規定する者に対する新府令第二十八條の四第三項の規定の適用については、同項中「令第三十七條の四各号」とあるのは「道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百八十三号）附則第七條の規定により読み替えられた同令による改正後の道路交通法施行令第三十七條の四各号」とする。

9 新法第百一條第四項、第百一條の二第二項又は第百二條第二項に規定する適性検査を受けようとする

者が、新法第九十一條の規定により運転することができると認める普通自動車に相当するものに限定されている中型免許（以下「限定中型免許」という。）を受けている者である場合には、新府令第二十九條第七項、第二十九條の二第四項又は第二十九條の三第二項において読み替えて準用する新府令第二十三條第一項の適用については、普通免許を受けている者とみなす。

10 この府令の施行の際現に指定自動車教習所における次の各号に掲げる免許に係る旧府令第三十三條第一項に規定する教習（以下「旧教習」という。）を受けている者は、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第三十三條第一項に規定する教習を受けている者とみなす。

- 一 旧法大型免許 中型免許
- 二 旧法普通免許 普通免許
- 三 旧法大型第二種免許（次号に掲げる場合を除く。） 大型第二種免許
- 四 旧法大型第二種免許（全長十メートル未満又は軸距五・一五メートル未満である自動車を使用し、旧法大型第二種免許に係る教習を受けている場合に限る。） 新法第八十四條第四項の中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）
- 五 旧法普通第二種免許 普通第二種免許

11 この府令の施行の際現に指定自動車教習所における旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許若しくは旧法普通第二種免許に係る旧教習又は旧府令第三十三條の基本操作及び基本走行並びに学科（一）を修了している者に対する新府令第三十四條の技

能検定の方法については、同条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる新府令第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 この府令の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第一種免許に係る旧府令第三十四条の技能検定に合格している者及びこの府令の施行後に前項の規定により行われる従前の例による技能検定に合格した者は、附則第十項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

13 この府令の施行前に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧府令第三十四条の第二項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、附則第十項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第三十四条の第二項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

14 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百八十三号。以下「改正政令」という。）附則第八条の規定により読み替えられた改正政令による改正後の道路交通法施行令（以下この項において「新令」という。）第三十五条第三項第三号の内閣府令で定めるところにより算出した数値は、次に掲げる式により算出したものとする。

A+B+C
D+B+E

この式において、A、B、C、D及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A この府令の施行の日前に新法第九十九条第一項の申請に係る免許の種類に同じ、当該申請の日前六月の間に改正政令附則第八条各号に定める免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき旧法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者であつて、旧府令第三十四条の四に規定する成績を得たものの人数

B 新法第九十九条第一項の申請に係る自動車教習所が、この府令の施行の日前に当該申請に係る免許の種類に応じて改正政令附則第八条各号に定める免許に係る指定自動車教習所として指定されたものである場合には、当該申請に係る免許の種類に応じ、当該申請の日の六月前からのこの府令の施行の日の前日までの間、同条各号に定める免許に係る旧府令第三十四条の卒業検定に合格した者及びこの府令の施行の日以後に附則第十一項の規定により行われる従前の例による技能検定（卒業検定に限る。）に合格した者の人数

C この府令の施行の日以後に新法第九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項につ

いて行う試験を受けた者であつて、新府令第三十四条の四に規定する成績を得たものの人数

D この府令の施行の日前に新法第九十九条第一項の申請に係る免許の種類に同じ、当該申請の日前六月の間に改正政令附則第八条各号に定める免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき旧法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者の人数

E この府令の施行の日以後に新法第九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者の人数

15 新法第七十七条の七第一項の国外運転免許証の申請者が現に受けている免許の種類が、限定中型免許又は新法第九十一条の規定により運転することができず、中型自動車に相当するものに限定されている中型第二種免許を受けている者である場合には、新府令第三十七条の八の適用については、当該免許は、それぞれ普通免許又は普通第二種免許とみなす。

○道路標識、区画線及び道路標

示に関する命令

(昭和三十五年十二月十七日)
 (総理府・建設省令第三号)

最終改正 平成一七年 九月二二日内閣府令第五号
 国土交通省令第五号

〔試験六か月前までに改正された規定〕

別表第一(第二条関係)
 案内標識

種類	番号	設置場所
市町村	(101)	市町村境界の道路(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車の四に規定する自動車専用道路及び道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路)で当該自動車専用道路と同法四十八条の三に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるもの(以下「高速道路等」という。)を除く。の左側の路端(歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側。以下同じ)、車道の上方又は中央分離帯

方面及び
 出口の予

(110-B)	(110-A)
都市高速道路等の出口の手前百メートルから六百メートルまでの地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	高速道路等(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路又は阪神高速道路、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十二条第一項に規定する指定都市高速道路その他これらに準ずる都市内の自動車専用道路(以下「都市高速道路等」という。)を除く。)の出口の手前五百メートルから一・五キロメートルまでの地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯

〔以下略〕

規制標識

自転車及び歩行者専用	自転車専用	種類
(325の3)	(325の2)	番号
交通法第八条第一項及び第九条の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため普通自転車以外の車両の通行を禁止すること。	表示する意味 自転車道であること。 道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路であること。 交通法第八条第一項の道路標識により、普通自転車（交通法第六十三条の三に規定するものをいう。以下同じ。）以外の車両及び歩行者の通行を禁止すること。	設置場所 自転車道の前面又は自転車道内の必要な地点 自転車専用道路の入口その他必要な場所の路端
歩行者の通行の安全と円滑を図るため普通自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点	普通自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な場所の路端 自転車歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端	普通自転車以外の車両の通行の安全と円滑を図るため普通自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点

(以下略)	歩行者専用	
	(325の4)	
	交通法第八条第一項及び第九条の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。	交通法第六十三条の四第一項の道路標識により、普通自転車が歩道を通行することができることとする。
	歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止する区域、道路の区間及び区域、道路の区間又は場所内の必要な地点	普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間の前面又は道路の区間内の必要な地点 歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端

附 則〔平成一七年九月二二日内閣府・国土交
通省令第五号〕

この命令は、日本道路公団等民営化関係法施行法
（平成十六年法律第百一三号）の施行の日（平成十七年
十月一日）から施行する。